

議案第七十四号

三朝町清掃条例の一部改正について

次のとおり、三朝町清掃条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十六年九月二十日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十六年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町清掃条例の一部を改正する条例

三朝町清掃条例（昭和四十四年三朝町条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「二十七円」を「三十三円」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十六年十月一日から施行する。